



Q

ハンセン病はどんな病気ですか？

A

ハンセン病は、らい菌によって主に皮膚や末梢神経がおかされる慢性の細菌感染症の一種です。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなったりします。治療法の無い時代には、顔や手足など体の一部が変形してしまうといった後遺症が残ることもありました。

かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年(明治6年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師アルマウエル・ハンセン氏の名をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



〈提供:国立ハンセン病資料館〉

Q

ハンセン病は感染する病気なのですか？

A

「らい菌」は、感染力が弱く、たとえ感染したとしても、発病することは、きわめてまれです。これまでハンセン病療養所の医師や看護師などの職員に、発病した者はいません。



大風子油〈提供:国立ハンセン病資料館〉



プロミン〈提供:国立ハンセン病資料館〉

Q

ハンセン病は治りますか？

A

有効な治療薬がなかった時代は、「不治の病」と言われていました。

江戸時代の頃より治療薬として、大風子油が用いられていましたが、効果はあまり期待できませんでした。1943年(昭和18年)、アメリカで「プロミン」という薬が効くことが発表され、ハンセン病は治療できる病気になりました。現在では、いくつかの薬を組み合わせる多剤併用療法という治療法が確立し、早期発見、早期治療を行えば、後遺症を残すことなく外来治療で治すことができます。

Q

今でも新たに発病する人はいるのですか？

A

現在は途上国を中心に患者がいるものの、日本では新しい患者はほとんど見られません。現在も療養所に入所されている方々や社会で生活する回復者の方々は、すでにハンセン病は治っています。

※日本の新規患者数(在日外国人含む) R2:4名、R3年:2名、R4:2名、R5年:4名(国立感染症研究所ウェブサイトより)

Q

ハンセン病が差別されてきたのはなぜですか？

A

次のようなことが、その理由として考えられます。

- 国が法律をつくってまで患者を強制的に隔離したことで、「強い感染力をもつ恐ろしい病気」といった誤ったイメージが定着してしまったこと。
- 病気が進行すると、手足や顔など、人目につきやすいところに変形や機能障害がおこったこと。
- 有効な治療薬が開発されるまで、この病気が「治らない病気」であると考えられていたこと。
- 家族内で発病することが多かったため、「遺伝病」と考えられたこと。

Q

ハンセン病の患者さんや身内の方は、どのような差別を受けたのですか？

A

家族との断絶

- 全国的な「無癩県運動」により、多くの患者が自宅から無理やり連れ出され、家族からも引き離されました。家族に迷惑をかけまいと自ら一切の絆を断ったり、あるいは「家」から縁を切られて、もう死んだことになっている方もいます。
- 療養所で亡くなった方の遺骨の多くが、故郷に帰れず、各療養所内の納骨堂に納められています。

患者家族への差別

- 官民一体となった患者の強制隔離や、見せしめのような住居の消毒、患者の持ち物が焼却される光景は、周囲の人々の恐怖心を増幅させ、患者の家族への差別意識も生まれました。
- 患者家族は近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、学校でいじめにあったり、住み慣れた土地から引越しを余儀なくされるなどの差別を受けました。一家心中、自殺に追い込まれることもありました。このような過酷な偏見差別の中で、多くの家族は大切な肉親である患者本人を恨んだり、差別から逃れるために肉親と縁を切り、周囲に事実を隠さなければならないという苦しみの中を長い間生きていました。

Q

ハンセン病患者さんは、療養所でどのような生活をしていたのですか？

A

- 法律に退所規定が設けられておらず、一度療養所に入所したら一生そこから出ることはできませんでした。
- 入所時に本名を捨て、園名と呼ばれる異名を名乗るように勧められました。家族に差別・偏見が及ぶのを防ぐことのほか、これまでの人生と決別させるというような心理的な意味合いが含まれていたことも想像されます。
- 入所者の外出・脱走を防ぐ目的で現金所持は許されず、療養所内だけで使用できる園内通用券（園券）が使われました。
- 軽症者には、重症者の付き添い看護、畑作業、土木、木工、植木、し尿くみ取り、火葬場の仕事など、「患者作業」と呼ばれる過酷な労働が強いられました。知覚麻痺により怪我をしやすい患者たちは、労働によって傷を負い、悪化させていきました。患者作業は患者の身体障害を重くし、命を奪う原因にもなりました。
- 患者同士の結婚の条件に、男性は断種、妊娠してしまった女性は^{だいたい}墮胎手術が強制されました。墮胎された胎児を、患者には告げずに、ホルマリン漬けの状態に残していた療養所もありました。
- 監禁室（監房）が設置され、逃走や職員に対する反抗など、風紀や治安を乱した者は所長の判断で、裁判なしに処罰されました。

Q

現在の入所者の方々は、どのような状況にあるのですか？

A

らい予防法の廃止により、入所者の方は自由に療養所を退所、再入所することができるようになりました。しかし、後遺症による重い身体障害や、高齢化及び長期間における社会からの隔離などの理由から社会復帰することは容易ではありません。また、退所者の方も、差別や偏見を恐れて、病気のことを明かせないまま生活されている方が多くいらっしゃいます。

Q

私たちにできることは何ですか？

A

私たち一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが大切です。ハンセン病の歴史や社会問題について学ぶことで、人権を侵される側の痛みを想像し、差別の歴史を二度と繰り返さないことが、私たちに求められているのではないのでしょうか。

そして、学んだこと、理解したことを友人、家族など周りの人に伝え、広げていってください。こうした小さな啓発が少しずつ広がっていけば、きっと差別や偏見の解消につながっていきます。



知ってほしい

ハンセン病の歴史

history



1873
(明治6年)

- ノルウェーのアルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見する。

1875
(明治8年)

- 後藤昌文が、東京に日本で初めてのハンセン病専門病院（起廃病院）を開設。

1897
(明治30年)

- 第1回国際らい会議（ベルリン）でハンセン病は伝染病であると正式に承認される。

1907
(明治40年)

- 「^{らい}癩予防ニ関スル件」制定

ハンセン病患者を放置していることについて諸外国から非難をあげると、「^{こくじやく}国辱」になるとの発想から、家を出て各地を放浪するハンセン病患者を療養所に入れ、社会から隔離しました。



癩（らい）予防デーのポスター/1935年（昭和10年）
国が中心となって設立した癩予防協会が主催する、6月25日の癩予防デーを宣伝するもの。その趣旨は「癩を根絶」することにあった。
〈提供：国立ハンセン病資料館〉

1909
(明治42年)

- 全国5カ所に公立療養所を開設

1915
(大正4年)

- 全生病院（現・多磨全生園）で、最初の断種手術が行われる。

1916
(大正5年)

- 療養所長に^{ちようかいけんそくけん}懲戒検束権が附与される。

療養所内の秩序維持と犯罪を犯す患者の懲戒が必要という考えから、療養所長に懲戒及び検束の権限が与えられました。これにより、逃走や職員に対する犯行など、風紀や治安を乱した者を裁判なしに処罰することができるようになりました。罰則として、監禁や減食等が定められ、各療養所に監禁室が設置されました。また、特に罪が重いとみなされた者は、群馬県の栗生楽泉園に設置された重監房（正式名称は「特別病室」）に送られました。冬は零下18度にもなるこの監房に、全国の療養所から9年間に延べ93人が送り込まれ、23人もの人が命を落としました。

1930
(昭和5年)

- 日本最初の国立癩療養所「長島愛生園」（岡山）が開園。

1931
(昭和6年)

- 「^{らい}癩予防法」制定

「^{らい}癩予防ニ関スル件」を改正し、強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもと、全てのハンセン病患者を療養所へ強制的に入所させるようにしました。これにより、ハンセン病は感染力が非常に強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしてしまいました。

「^{むらいけん}無癩県運動」が本格化

ハンセン病患者をゼロにすることを目的とする患者の強制収容運動で、各府県は患者を探して入所者数を競いました。



本妙寺部落の強制収容1940年（昭和15年）
熊本県の本妙寺部周辺集落の強制収容の様子。この収容で部落は解散させられた。
〈提供：国立ハンセン病資料館〉

1941
(昭和16年)

- 高知県でも徹底的に^{むらいけん}無癩県運動が進められる。

らい予防法に基づいて患者を強制的に療養所に入所させてきたのは、高知県を含む都道府県であり、患者の情報を提供したのは、市町村や地域住民でした。国、地方自治体、住民が一体となって自分たちの故郷からハンセン病患者を療養所に送り込む「^{むらいけん}無癩県運動」を展開し、患者やその家族に多くの苦痛と苦難を強いてきました。

1943
(昭和18年)

- アメリカでファジーが、プロミンがハンセン病治療に効果があることを発表。